

## 大泉町空き店舗等活用・創業促進事業補助金交付事業の実施について

大泉町空き店舗等活用・創業促進事業補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

### 1 交付目的

町内の空き店舗等を活用して事業を営もうとする者に対し、当該空き店舗等の改装及び事業に必要な備品の購入（以下「改装等」といいます。）に係る費用の一部を補助することにより、町内への企業進出及び町内における創業の促進並びに町内企業の拡充を促すことを目的とします。

### 2 内容

補助対象者	<p>次のいずれにも該当するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>次のいずれかに掲げる者<ol style="list-style-type: none"><li>町内の空き店舗等において、営利を目的として創業をしようとする者</li><li>既に事業を営んでいる個人又は営利を目的とする法人であって、新たに町内の空き店舗等を活用して事業を営もうとする者</li></ol></li></ol> <p>※ (1)については、大泉町商工会の創業支援を受けた者に限りません。</p> <p>※ (2)のうち、町内の事業者が町内の店舗・事業所を空き店舗等に移転しようとする場合は、この要項による補助金の対象となりません。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>町税の滞納がない者</li><li>暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でない者</li></ol> <p>※ 「空き店舗等」とは、過去に営利を目的とした事業の用に供されていた店舗・事業所で、現在は事業の用に供されていないものをいいます。</p>
対象店舗等	<p>この要項による補助金の対象となる空き店舗等は、補助対象者が営もうとする町内にある空き店舗等で、次のいずれにも該当するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける店舗でないこと。</li><li>青少年の健全な育成に支障を及ぼすなど、補助対象事業から除く必要があると特に町長が認める事業の用に供する店舗でないこと。</li><li>その他公序良俗に反する事業の用に供する店舗でないこと。</li></ol>
補助対象事業	次のいずれにも該当する対象店舗等において改装等を行っ

及び補助対象経費	<p>た場合に、当該費用に対して補助を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該改装等について、他の公的助成の交付を受けていないこと。</li> <li>2 補助対象者が死亡した場合等やむを得ない場合を除き、この要項による補助金の交付決定を受けた日から起算して3年を超えて対象店舗等に係る営業を継続すること。</li> </ol>
補助金の額	<p>補助対象経費に2分の1を乗じて得た額に相当する額とし、50万円を上限とします。</p> <p>※ 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。</p> <p>※ 補助金の交付は1対象店舗等につき1回限りです。</p>

### 3 交付手続

認定申請の方法	<p>補助対象事業の認定を受けようとする者は、補助対象事業に着手する前に大泉町空き店舗等活用・創業促進事業補助金認定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大泉町空き店舗等活用・創業促進事業補助金認定申請に係る承諾書（様式第2号）</li> <li>2 改装等の施工前の状況が分かる写真</li> <li>3 改装等の内容を確認することができる図面等</li> <li>4 改装等に係る見積書</li> <li>5 空き店舗等所有者の同意書（自己所有でない空き店舗等の場合に限りませう。）</li> <li>6 空き店舗等の賃貸契約書の写し（賃貸契約を結んだ空き店舗の場合に限りませう。）</li> <li>7 その他町長が必要と認める書類</li> </ol>
補助対象事業の認定時期等	<p>提出された申請書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、大泉町空き店舗等活用・創業促進事業認定（不認定）通知書（様式第3号）により、補助事業の認定の可否を当該申請者に通知します。</p> <p>※ 補助対象事業の認定に当たっては、事業目的を達成するために必要な条件を付すことがあります。</p>
認定内容の変更の方法	<p>認定を受けた内容の変更をしようとするときは、大泉町空き店舗等活用・創業促進事業変更承認申請書（様式第4号）に当該変更の内容がわかる書類を添えて提出をしてください。</p>
変更の認定時期等	<p>提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、大泉町空き店舗等活用・創業促進事業変更承認通知書（様式第5号）により通知します。</p>
認定事業の取	<p>認定を受けた事業を中止し、又は廃止しようとするとき</p>

下げ	は、大泉町空き店舗等活用・創業促進事業取下届（様式第6号）を提出してください。
交付申請等の方法	<p>補助認定者は、補助対象事業の認定を受けた日から起算して1年以内若しくは要項失効日の1月前のいずれか早い日までに補助事業を完了し、完了の日から起算して1月を経過した日までに、大泉町空き店舗等活用・創業促進事業完了報告書（様式第7号）及び大泉町空き店舗等活用・創業促進事業補助金交付申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象事業に係る領収書及び工事内訳書</li> <li>2 補助対象事業の施工後の写真</li> <li>3 その他町長が必要と認める書類</li> </ol>
補助金の交付時期等	<p>提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、大泉町空き店舗等活用・創業促進事業補助金交付決定通知書（様式第9号）により通知します。</p> <p>当該通知を受けたときは、大泉町空き店舗等活用・創業促進事業補助金支払請求書（様式第10号）により補助金の請求をしてください。</p>
補助金の返還等	<p>補助認定者が次のいずれかに該当したときは、補助対象事業の認定を取り消します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 偽りその他不正な手段により補助認定者となったとき。</li> <li>2 補助対象事業の認定の内容、これに付した条件その他法令等に違反したとき。</li> </ol> <p>また、既に補助金を交付しているときは、指定した期限までに、その全部又は一部を返還しなければなりません。</p>

#### 4 各種様式

申請書等の様式	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大泉町空き店舗等活用・創業促進事業補助金認定申請書（様式第1号）</li> <li>2 大泉町空き店舗等活用・創業促進事業補助金認定申請に係る承諾書（様式第2号）</li> <li>3 大泉町空き店舗等活用・創業促進事業認定（不認定）通知書（様式第3号）</li> <li>4 大泉町空き店舗等活用・創業促進事業変更承認申請書（様式第4号）</li> <li>5 大泉町空き店舗等活用・創業促進事業変更承認通知書（様式第5号）</li> <li>6 大泉町空き店舗等活用・創業促進事業取下届（様式第6号）</li> <li>7 大泉町空き店舗等活用・創業促進事業完了報告書（様式第7号）</li> <li>8 大泉町空き店舗等活用・創業促進事業補助金交付申請書（様式第8号）</li> <li>9 大泉町空き店舗等活用・創業促進事業補助金交付決定通</li> </ol>
---------	--

	知書（様式第9号） 10 大泉町空き店舗等活用・創業促進事業補助金支払請求書（様式第10号）
--	---

## 5 事業期間

期 間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで （令和7年3月31日までにこの要項の規定による認定を受けたものに対して補助金を交付します。）
-----	---

## 6 担当部署

大泉町役場経済振興課	電話0276（63）3111
------------	----------------